

第9回 島根県子ども・子育て支援推進会議

第7回 島根県子ども・子育て支援推進会議少子化対策推進部会

合同会議

日 時 平成27年3月23日（月）

9：00～11：00

場 所 サンラポーむらくも 瑞雲の間

○渡邊調整監 皆様、本日はお忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第9回島根県子ども・子育て支援推進会議、第7回島根県子ども・子育て支援推進会議少子化対策推進部会の合同会議を開催いたします。

本日の進行を務めさせていただきます、青少年家庭課の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、島根県健康福祉部長の原が御挨拶を申し上げるところでございますが、所用により後ほど参りますので、かわりまして島根県青少年家庭課長の平岡が御挨拶を申し上げます。

○平岡課長 おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、早い時間から御出席をいただきありがとうございます。また、平素から、子ども・子育ての支援に係るさまざまな施策につきまして、御理解と御協力をいただいておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

これまで、大きな国の動き、難しい動きの中で、皆様方にもこの計画について御審議を重ねていただきました。1月30日に開催をいたしました合同部会で一定の取りまとめをしていただいたと考えております。取りまとめていただきました案について、2月12日から3月9日までの間パブリックコメントを行い、県民の皆様からも御意見をいただいたところであります。詳細は後ほど御報告をしますが、7件の御意見をいただきました。これらの意見も踏まえまして、本日最終案という形で取りまとめを事務局としてさせていただいております。本日お示しをします計画案につきましては、さきの議会において予算も成立をいたしましたので、施策の方向性を踏まえた主な事業、これについても記載をさせていただいております。また市町村におきましても、子ども・子育て会議等で市町村計画がおおむね固まってきたということがありますので、教育・保育の提供体制の確保策など

については、その内容を反映させていただいております。

本日の会議は、計画策定に当たっての最終的な御意見を伺う場と考えております。したがって、前回に引き続き、推進会議と少子化部会の合同会議ということで開催をさせていただいております。委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

○渡邊調整監 本日の会議でございますが、若月委員、坪内委員、笠井委員、柳樂委員、飯塚委員が御欠席でございます。なお、坪内委員におかれましては代理出席ということで、島根県私立幼稚園連合会のほうから西谷様に御出席をいただいております。よろしく願いいたします。それから、細田委員でございますが、少しおくれて来られるという連絡が入っております。続きまして、専門委員でございます。伊藤委員、押越委員、渡邊委員が御欠席でございます。また、向原委員でございますが、急遽、御欠席という連絡が入っております。それから、花田委員でございますが、少しおくれて来られるという連絡が入っております。したがって、推進会議、少子化対策推進部会、それぞれ委員の過半数の方の御出席をいただいておりますので、本会議は定足数を満たしていることをご報告いたします。

続きまして、本日の配付資料を確認させていただきます。配付資料の一覧はレジュメの後ろに添付しておりますので、あわせて御確認をいただければと思います。

まず、資料1-1、しまねっ子すくすくプラン（案）、これが本体部分になります。

それから、資料1-2、しまねっ子すくすくプラン別冊でございます。これが参考資料ということで、資料編になっております。

資料1-3、パブリックコメントでいただいた意見をまとめたものでございます。

資料2、幼保連携型認定こども園認可等審議部会の委員の指名について。こちらについては後ほど会長のほうから御指名がございます。

資料3、子ども・子育て支援新制度の周知についてということで、周知の状況について記載をしたものをお配りしております。

それから、しまね子育て・子育て支援ガイドブック、黄色いものをお手元に御用意させていただいております。こういったものも作成をしておりますので、御確認をいただければと思います。

資料について、何か配付漏れ等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りますが、これより先は高橋会長に進行をお願いしたいと思います。

○高橋会長 失礼いたします。それでは、早速、議事を進めさせていただきたいと思えます。本会は、ここにございますように、一昨年以来続けてまいりまして、今回は第9回目ということとなっております。また、合同会議ということで、第7回目の少子化対策部会もあわせて開催させていただくということとしております。ほぼ計画ができ上がりましたので、確認作業ということが主な仕事になってこようかと思えますが、ぜひとも皆さまの御意見をいただければと思っております。

なお、ここにございますように、幼保連携型認定こども園の認可等の審議会をこの会議の中に設置するというございます。早速、審査を必要とする案件がございますので、この会議終了後に、この審議会を開催するというございます。これにつきましても、委員の指名案件を議事として提出をさせていただいております。

盛りだくさんの内容がございますので、早速、議事のほうに移らせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、まず初めに、しまねっ子すくすくプラン（案）についての審議をいただきたいと思います。前回の合同会議の中で、子ども・子育て支援法で必須記載事項となっております教育・保育の提供体制の確保策、これについては、この計画の第5章において記載するというございます。その内容の審議は推進会議に委ねられております。その推進会議では第5章の位置づけが不明確ではないかという御意見がございます。第5章に前文を入れ、第4章とのつながりを明確にすることを条件に計画案についておおむねの御了解をいただいたところございます。その後、2月12日から3月9日までパブリックコメントを実施いたしまして、県民の皆様方から御意見を頂戴したところございます。

それでは、前回からの変更点及びパブリックコメントの状況とあわせて、事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いたします。

○朝倉企画員 青少年家庭課の朝倉と申します。まず、私のほうから、お手持ちの資料1-1、1-2について説明をさせていただきます。

説明は、前回の会議から変更を加えた箇所を中心に説明をさせていただきます。まず、資料1-1の1ページ第1章、1、計画策定の趣旨ですが、この計画は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく計画でもあることから、1ページ中ほど、「また」から始まる段落になりますが、「「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直しにより」という記述を新たに加えております。

それから、子ども・子育て支援法に基づく取り組みを進めていく必要性を示すため、中ほどから少し下、「このような社会情勢の中」という段落になりますが、「島根県においても、子ども一人ひとりが健やかに成長することができるよう、幼児期の教育・保育、子育て支援の量的拡充・質の向上に取り組む」という記述を新たに加えております。

また、先ほど会長からの説明でもありましたが、前回の会議で、第5章の冒頭に第4章とのつなぎの文章を入れることとしました。第5章の冒頭につなぎの文章を入れたことを踏まえ、第1章策定の趣旨にも、最後の段落のところになりますが、第5章で子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の質の向上策や保育の人材確保等についての具体的な取り組み内容を記載する旨の記述を新たに加えております。

続きまして、2ページをごらんください。2ページについては、文言の修正はしておりませんが、委員の方からの意見として、計画の中にある子ども、児童という言葉が何歳までを対象としているのかということを確認しておいてもよいのではないかと御意見がありました。子どもの年齢を明確にする場合、2ページにあります、2、計画の性格と3、計画の期間、この間に書くことになると思いますが、子ども・子育て支援法に基づく子どもは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、一般的に言えば高校を卒業するまでの者、これを子どもとすると定義されています。一方で、母子及び父子並びに寡婦福祉法で児童は20歳に満たない者と定義されています。また、児童福祉法で児童は18歳に満たない者と定義されています。この計画は、子ども・子育て支援法に基づく計画であるとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく計画でもあります。また、児童福祉法の規定が適用される事柄についても記載がされています。先ほど説明したように、各法律によって子ども、児童の定義が異なることから、計画において子どもを何歳までと一律に定義するということは技術的に非常に困難ですので、子どもの定義について記載はしないということとしております。

続きまして、3ページをごらんください。前回お示しした資料で、第2章の表題は、「島根県の子ども・子育てを取り巻く現状と課題」としていましたが、「課題」をとり、「島根県の子ども・子育てを取り巻く現状」とさせていただきます。

その上で、7ページのほうに進んでいただきますと、7ページの中ほど、3、就学前の児童の状況、それから8ページ、4、放課後児童クラブの状況、5、社会的に養護が必要な児童、こういった項目を新たに加えさせていただきます。

11ページのほうへ進んでください。第3章になりますが、11ページの一番下のとこ

ろ、目指す社会像ですが、前回の議論を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会、「子育てするなら島根」と感じられる社会、この2つを目指す社会像とさせていただきます。

15ページからが第4章になります。21ページのところから、施策の具体的な内容を記載しております。これまでは施策の目的、現状と課題、施策の方向性、ここまでをお示しさせていただいていたところですが、平成27年度予算を踏まえ、その下に目的を達成するための主な事業というものを新たに記載しております。主な事業については、施策の方向性を踏まえ、施策の目的を実現するための事業を関係各課に記載してもらったものとなっております。たくさん事業がありますので、幾つか主だった事業を紹介しながら説明をさせていただきます。

少しページが飛びますが、50ページのほうへ進んでください。50ページ、施策②教育・保育等の提供体制の確保・充実、前回の会議で幼稚園、保育所を利用する子どもの数について島根県の全体像のまとめが必要ではないか、また供給過剰となる地域において、地域の子育てをどう維持していくのかということを書き込んだほうがいいのかという御意見がありました。このことを踏まえて、50ページ、現状と課題、2つ目の丸、2行目のところになりますが、「市町村が実施したニーズ調査結果によると、今後、幼稚園・保育所を利用する児童は減少していくことが見込まれます。このため、各々の地域の実情に応じた教育・保育、子どもの健やかな育ちが実現できるよう、子育て環境づくりを支援していく必要があります」という文言に修正をしております。

また、放課後児童支援員の資格についての研修や人材育成について、施策の方向性の中に記載すべきではないかという御意見がありました。このことを踏まえて、1枚めくっていただきまして、51ページ、一番上の行になりますけども、「放課後児童支援員の認定資格研修を実施し、放課後児童クラブに従事する者の確保に努めます」、こういった記述を新たに加えております。

それから、目的を達成するための主な事業のところですが、まず事業2つ目のところ、認定こども園、幼稚園、保育所等の運営への支援ということで、事業の概要のところに記載していますが、認定こども園、幼稚園、保育所へ運営に要する経費を助成するほか、子ども・子育て支援新制度に入らない私立幼稚園に対しても私学助成金を支給していくということ、また過疎地域等において保育所運営が継続できるよう、定員20人で入所児童数が定員に満たない保育所に対して運営に要する経費を助成する、こういった事業を記載し

ております。

52ページ。2つの事業が記載されています。上が教育・保育等に従事する者の確保、下が教育・保育等に従事する者の質の向上ということで、子ども・子育て支援法で求められている人材の確保及び資質の向上についての事業をここで記載しております。

さらに、1ページ進んでいただきまして、53ページ、放課後児童健全育成の推進。概要に記載していますが、国基準を満たすことができない小規模な放課後児童クラブに対して運営費を助成し、中山間地域における放課後児童クラブの運営の支援を行っていきます。

それから、54ページ、放課後児童クラブ、放課後子供教室に従事する方への研修を実施し、放課後児童健全育成に従事する者の質の向上を図る取り組みを実施してまいります。

なお、放課後子供教室の子供の「供（ども）」という表記ですが、この「供」は平仮名表記ではないかという御意見がありました。文部科学省では、放課後子供教室の「供」は漢字表記とされていますので、計画上の記載は国事業の記載方法に合わせて漢字表記とさせていただきます。

55ページ、経済的負担への対応。56ページの中ほど、真ん中になりますが、保育所等に入所する児童を持つ世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するための保育料の軽減事業というものを掲載しております。

72ページ。ひとり親家庭等の自立支援ですが、74ページのところに目的を達成するための主な事業を掲載しております。74ページから、子育て・生活支援、就業支援、75ページに養育費の確保・面会交流、76ページに経済的支援の充実、相談支援体制の充実と支援の柱となる事業を順次掲載しております。

85ページ。食育の推進ということで、今回新たに施策として設けた項目となっております。事業のところの担当課を見ていただければおわかりかと思いますが、こちらの事業につきましては健康推進課、それから教育委員会の保健体育課で施策の目的を達成するための主な事業を実施していくということとしております。

88ページ、妊娠・出産への支援。目的を達成するための主な事業のところ、妊娠・出産等の正しい知識の普及、妊娠・出産への支援については、こういった知識の普及に取り組む事業についても行っていくということとしております。

92ページ。施策8、結婚対策の充実、1枚めくっていただきまして、93ページのところになりますが、まず93ページ上の段にありますように、結婚、妊娠、出産に関する啓発や出会いの場の創出、情報提供、こういった事業を行ってまいります。

それから、95ページのところになりますが、結婚に関する相談、紹介支援ということで、概要のところに記載してありますが、結婚支援センターの設置を行うこととしております。また、下の段になりますが、しまね縁結び市町村交付金事業として、市町村が実施する出会いイベントなどの結婚対策事業への支援を行っていくこととしております。

96ページ。施策9、仕事と生活の調和、97ページのところを見ていただきますと、一番下の事業になりますけども、父親の育児参加が進むよう、イクメン・イクボスを養成する事業を行っていくこととしております。

こういった形で、それぞれの施策の方向性を踏まえ、施策の目的を達成する事業というものを掲載しております。

それでは、続いて107ページのほうをごらんください。第5章ですけども、第5章の冒頭に第4章とのつなぎの文章を入れております。2段落目のところから読ませていただきますと、「「子ども・子育て支援法」では、就学前の子どもに対する教育・保育等が適切に提供されるために提供体制の確保方策や教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士、並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保や質の向上に必要な支援の内容について、都道府県計画に具体的に記載し計画的に推進していくことが求められています。このため、第5章では、「子ども・子育て支援法」に定められたこれらの必須記載事項について、第4章で示した方向性を踏まえ、島根県の取り組み内容を示すことにより、質の高い教育・保育の提供等を着実に推進し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが保障される環境の整備を図ることとしました」、このような形で第4章とのつなぎの記述を新たに加えております。

続きまして、108ページのところになりますけども、108ページのところで、まず島根県全体の教育・保育、幼稚園や保育所などを利用したい人の量の見込みと確保方策の表を記載しております。島根県全体では、この表見ていただくとわかるように、計画最終年度には不足が生じないという計画になっております。なお、現在、保育所では施設の面積基準や保育士の配置基準を満たすことができれば定員を超えて子どもを受け入れることが可能となっていますが、計画上の確保方策には定員を超えた受け入れ分は加味されていません。したがって、平成27年度において、3号のところでは396人の不足分が生じていますが、この不足分396人が直ちに全て待機児童ということになるわけではなく、定員を超えた受け入れによって吸収されることとなりますので、その点について一言説明を加えさせていただきます。

109ページ以降については、各区域別、各市町村別の量の見込みと確保方策について記載しております。ごらんいただければわかりますように、全ての区域において計画の最終年度となる31年度までには、不足分を解消することができる計画ということになっております。

続きまして、115ページのところになりますが、中ほど、3番の(3)に地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容について記載しています。①利用者支援事業、②延長保育事業、③放課後児童健全育成事業とあり、118ページの⑩妊婦に対する健康診査まで、各事業の内容、量の見込み、確保の見込みを記載しております。ここでは県全体の量の見込み、確保の見込みのみを記載することとし、市町村別の量の見込みと確保の見込みについては、資料1-2別冊のほうに記載をさせていただくということとしております。

それから、121ページを見ていただきたいと思います。中ほど、5、保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保及び資質の向上に必要な支援。前回の会議で、保育士の処遇、労働条件といったことも定着率に大きく影響しているので、労働条件の改善、賃金などの問題にも触れておく必要があるのではないかという御意見がありました。

このことを踏まえて、122ページ、②保育の現状の下から2行目のところになりますが、「労働条件や賃金等の処遇の改善や労働環境の改善等による保育士の職場定着が課題となっています」という文言を新たに加えております。

続いて、125ページ、6、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に必要な支援。1つ目の丸のところ、第4章の記載と重複しますが、「放課後児童健全育成事業に従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められることから、放課後児童支援員の認定資格研修を実施していきます」という文言に修正をしております。

126ページ、第6章。前回の会議でお示しした資料には、1、県民が一体となった推進のところに、保育所が明記されていませんでしたので、「就学前の子どもを受け入れる認定こども園・幼稚園・保育所」という記述に修正をしております。それから、4、計画の点検・評価・見直し。計画策定後は、島根県子ども・子育て支援推進会議などを活用して、各事業の実施状況や計画全体の成果を評価、点検することとしています。また、社会情勢の変化や本計画の達成状況などを踏まえて、必要に応じて計画の見直しをしていくこととしております。現在、国のほうで新たな少子化社会対策大綱がまとめられています。こういったことも踏まえて、必要に応じた計画の見直しを行っていくこととしております。

資料1-1の説明は以上です。

続きまして、資料1-2の説明をさせていただきます。資料1-2は、各種の資料を別冊という形で取りまとめたものとなっております。

表紙を1枚めくっていただきまして、目次のところをご覧ください。資料4から資料8については、これまでこの会議でお示ししてきた各種調査の結果を掲載しております。資料9では島根県子ども・子育て支援推進会議条例、資料10では会議の委員名簿を掲載させていただきます。

それから、5ページ以降のところ、地域子ども・子育て支援事業の市町村別の量の見込み、確保の見込みについて掲載をしております。このような形で、別冊のほうを取りまとめております。

資料1-2については以上です。

○渡邊調整監 続きまして、資料1-3をごらんいただきたいと思います。

しまねっ子すくすくプラン（案）に対する意見募集の結果ということで、先ほど来申ししておりますけれど、パブリックコメントを2月12日から3月9日まで26日間実施いたしました。いただきました件数が7件でございます。意見の内容と考え方のところ、項目、意見の趣旨、それからその意見に対する考え方・対応を記載しております。意見に対する考え方・対応ですが、3つございます。1つ目は、その御意見を尊重して計画に盛り込んだもの、2つ目は、計画の中に既に書き込まれているものにつきましては、計画の推進に当たって参考とする旨を記載させていただくとともに、その施策が方向性等に書かれている施策の番号、関連箇所を記載させていただいたもの、3つ目は、御意見を頂戴しましたが、この計画の中に反映しなかったものについては、その理由を記載させていただいたもの、この3点に分かれております。

そういった意味で、まず1ページでございますが、少子化の要因についてのデータでございます。核家族化が進んでいるというデータを示したらどうかということでございましたので、これにつきましては資料1-2、1ページの家庭環境の変化のところ、核家族、夫婦のみ、夫婦と子、それから単身世帯というようなところを見ていただきますと、だんだんとふえているというところがわかるような、こういった表を記載しております。

それから、2番目です。子育てしやすい環境づくりということで、やはり子育てにはお金がかかるとか、あるいは子どもと一緒に外出しにくいというような、そういった子育てへの不安が少子化の要因になっているということで、情報発信や啓発をしていく必要があ

りますよということをございました。これは、計画の推進に当たって参考とさせていただきますということで、先ほど申しました施策の計画（素案）での関連記載箇所から持ってきました対応策等を記載させていただいております。

2 ページ目でございますが、子どもの成長に関しては2点ございました。褒めることが大切であるとか、あるいは教育というと教えることが中心と感じているけれども、子ども自身が自分で学んでいくことが大切であるということがございました。これらにつきましては、対応方針に書いてありますように、まず褒めるということにつきましては、大人というのは子どもたちの健やかな成長を支えるためにすぐれた教育環境、これは一人ひとりの特性や発達段階に応じたふさわしい援助となるように県民一人ひとりの意識を高めていく取り組みを進めていく、それから、自分自身が学んでいくことが大切であるということに関しては、子どもの自発性、主体性が育まれるように、自己を十分に発揮し、人とかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができる体験や経験の機会を保障することということ、そういったことの啓発に取り組んでいくということにしております。

それから、5番目でございますが、子どもの礼儀作法、他人を思いやる心が大事であるということ、これにつきましては、ふるまい向上ということを県として取り組んでまいっておりますので、そういったことを記載をさせていただいております。

6番目でございますが、就労支援と子どもを産むことの関係でございますが、就労することと子どもを産み育てることは直結しない、就労することが子どもを産むことの妨げになる場合もあるということから、施策として就労支援を掲げることに疑問を感じますという御意見がありました。しかしながら、平成25年に実施をしました少子化に関する意識調査から、収入が少ない層は実際に予定している子どもの数が少なくなる傾向にあります。このために、若い世代が自立して家庭を持って子育てができるように、若年者の能力開発の推進とか、適職選択による安定就労のための取り組みは、少子化対策を進める上で必要な施策と考えております。なお、就労することが子どもを産み育てることの妨げとならないように、仕事と家庭の両立支援にも取り組んでいきますということで、こういったことが施策のほうにも記載をされております。

最後、7番目でございます。児童虐待、いじめ、体罰への対応でございますが、この問題に対応するために罰則の強化を図るとともに、垣根を超えた調査ができる組織体制づくりが必要であるという御意見でございます。罰則の強化というのは、刑事事件であれば罰則があるかと思えますけれども、児童虐待防止法などの法律にはないというようなことも

ございます。したがって、子どもの人権が尊重されて、児童虐待など人権侵害がなくなるように、まずは人権に関する理解や意識を深めていくための取り組みを進めていくことが必要ということで、こういった取り組みを行います。また、保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関が連携をして、虐待を初めとした子どもをめぐる人権問題を早期発見、早期対応できるように地域ぐるみの支援体制の充実を図っていくこととしております。

以上がパブリックコメントでいただいた意見に対する対応でございます。以上でございます。

○高橋会長 前回の会議以降の変更点、あるいは訂正点、もしくは追加をされたところ、そうしたものと、それからパブリックコメントへの対応ということについて、事務局のほうから御説明がございました。

それでは、これからは皆さんの御意見を頂戴いたしたいというように思っております。計画は1章から第6章及び資料編というものまでございますので、少し区分をつけながら議論を進めさせていただきたいというように思っております。

まず、1ページからの第1章、計画の策定に当たって、3ページからの第2章、島根県の子ども・子育てを取り巻く現状、11ページからの第3章、計画の基本的な考え方についてまでについて、何か御意見がございましたらお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

基本的なところではありますが、ないようでしたら、続いて参ります。後からでも結構ですので、御意見いただければと思います。

続いて、15ページから第4章となっております。これは施策の展開についてでございます。具体的に県の施策内容についても表記してあるものでございます。これについて御意見がございましたらお願いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

どうぞ、坂本委員さん、お願いいたします。

○坂本委員 しまね子どもセンターの坂本です。

一つお尋ねしたいことがあります。24ページの事業名、地域社会で子どもが健やかに育つ環境づくりのところと、40ページの社会参加活動等の促進のところですが、担当課に余り聞いたことのない少年女性対策課というのがあるんですが、この課のことについてちょっと教えていただけますでしょうか。

○渡邊調整監 少年女性対策課は、県警本部のほうにございまして、青少年の健全育成等々にかかわる業務を行っております。

○高橋会長 本日は、この会に御出席していらっしゃいますか。

○渡邊調整監 きょうは警察の代表者として、生活安全企画課の方が来ておられ、少年女性対策課のほうからは御出席はいただいております。

○高橋会長 生活安全企画課の方、何かございますか。

○平田室長補佐 警察では、学校の非行防止や子どもの安全につきまして、この少年女性対策課が取り組んでいます。私が今所属しています生活安全企画課のほうでは、安全まちづくり推進室というところで、子どもを含めた防犯全般について取り扱いをさせていただいている状況になります。以上です。

○高橋会長 それでは、そのほか御意見、御質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

では、山下委員さん、お願いいたします。

○山下委員 島根県立大学短大部の山下です。

今回、第4章のところで施策の方向性、それから目的を達成するための主な事業といったようなことが加わってまいりまして、このプランが肉づけされて大変わかりやすくなったというふうに感じたところです。ぜひこの方向、この内容で推進していただきたいと感じたところですが、20ページのところに、施策の体系図がございます。あらかじめいただきました資料をこの体系図の順番で読みましたときに、内容ではなく、その順序といたしますか、組み立てについてももう一歩わかりやすくすることができるのではないかと感じたところがございます。3点ありますが、どうぞ御参考にしていただけたらと思います。

まず、第1点は、基本理念Ⅱのしまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現のところの基本施策2、たくましい子どもの育ちの③と①の関係です。この①のところを開いてみますと、26ページですけれども、子どもの生きる力の育成ということで、施策の目的が幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育、家庭や地域との連携というふうになってございまして、内容的には子どもの教育の領域で生きる力の育成を目指すのだということが書いてありますが、やはり教育委員会の教育指導課、学校企画課の記載の内容は義務教育以上のところに主眼が置かれておりまして、27ページ、28ページの内容見ますと、やはり幼児教育が今後は評価されるべき領域ではございますが、まだまだ内容的には義務教育以上となっております。そこで、続けて読んでみますと、幼児教育に関しては、37ページのところで幼児期の教育・保育の充実ということが出てまいります。全体的に発達の順序を追って理解するほうが読む側としては、また県民としては理解しやすいと思

いますので、この③の幼児期の教育・保育の充実を①に持ってきて、その次に幼児教育から中等教育段階までのという生きる力の育成が来ればわかりやすいのではないかと、さらに③として家庭が続き、④として青少年の健全育成が続くと地域への広がりがあるというわかりやすいのではないかと思います。これが第1点です。

続きまして、20ページの施策の体系の基本理念のⅢの基本施策の5のところ④で人権が尊重される社会の実現というのがございます。これにつきましては、以前、坂本委員さんのほうから、子どもの権利については理念的なものであり、もう少し最初のあたりに持ってくるべきではないかという御意見があったように思います。その際には、全体の構成の中で人権問題を最初に持ってくるとういう印象になるのかなと考えている間に会議が進行してしまったんですが、やはり通して読んでまいりますと、この69ページのところに人権が尊重される社会の実現というのが出てまいります、理念的なもの、基本的な事柄が中途の段階で突然出てくる印象がやはりしました。これにつきましては、子どもの人権、子どもの権利条約の比準以降のところ非常に重要なところですので、基本施策の1、県民運動の醸成といったところの③ですね、地域の中で子どもを育てるときの基本理念として、やはり子どもの権利条約は基本施策の1のところ持ってくるのが妥当なのではないかという印象を持ちました。

第3点目でございますが、基本施策6、特に支援が必要な子どもや家庭への対応のところです。子ども・子育て支援ですから、施策として、あるいは法令上、子どもが先で、その次に子どもの養育される環境が出てまいります。この基本施策6のところでも、子どもや家庭という並びになっておりますので、障がい児への支援の推進、子どもをまず持ってきて、その次に子どもを養育する家庭の領域での特に支援が必要なひとり親家庭といったような並びのほう全体の流れが統一されていてわかりやすいのではないかと考えた次第です。

いずれも内容にかかわるものではなく、順序立てて読んだときの整理整頓の問題でございますので、参考にしていただけたらと思います。以上です。

○高橋会長 非常に貴重な御意見をいただいております。事務局のほうとして、参考にしていただくということで受けていただければというように思いますので、よろしく申し上げます。

そのほか御意見いただきたいと思いますが。

原委員さん、お願いいたします。

○原委員 40ページにある青少年を健やかに育む意識の啓発のところなのですが、県民運動の推進事業ということになっていますが、左のページに2つ目の丸にある、県民会議の活動と出ているんですが、県民会議の中で、毎月「しまね家庭の日」っていうのが制定されていたと思うんです。そういうのはここには入らないことなんですか。ちょっとよくわからなかったので、質問させてください。

○平岡課長 よろしいでしょうか。

○高橋会長 はい、お願いいたします。

○平岡課長 県民会議の諸活動、これは県と県民会議という位置づけもございまして、県民会議は県民会議としての団体で活動しておられます。県はその県民会議の活動に支援をするという立場でやっております。その辺りの記載がこちらの現状のところと混在しているところはあるかと思いますが、県民運動の推進事業というのは、県民会議の後押しをするという事業をこちらに捉えているということでございます。ということで、県民会議の個別の事業までは今ここには載せてはいないということです。

○高橋会長 それでは、そのほか。

どうぞ、お願いいたします。花田委員さんですね。

○花田委員 失礼します。今、40ページって言われたので、39、40ページのところで質問なんですけど、青少年の社会参加を促進するとともにとか、事業名の2つ目も、社会参加活動等の促進という書き方がしてあるんですけど、私自身意見を一度送らせていただいた中に、多分それを反映していただいている部分が随分あると思うんですけど、私が使っているのは参加ではなく参画ではないかと思っています。そのあたりは、この参加になっている理由をちょっとお聞きしたいと思います。

○高橋会長 それでは、事務局のほうからお願いいたしたいと思いますが。

○渡邊調整監 特に、参加と参画の区別をして参加とした理由というものを事務局としては持ち合わせておりません。参画ということがいいということであれば、それは御意見として承りたいと思っております。

○高橋会長 それでは、事務局のほうでもう一度この件については再検討をしていただきたいというように思います。委員のほうからは参画のほうの方がふさわしいのではないかとこの御意見でございましたので、そういった形の中で一度検討をお願いいたしたいと思います。

○平岡課長 済みません、加えて一言だけコメントさせてください。今の社会参加活動の

促進の、いわゆる警察のところでやっておられる事業立ての話と、それからもう一方で先ほど言いました県民会議の運動ということで、大きな方向性としては、やはり青少年がみずから運動をつくっていってもらおうという方向性も今これからやろうとしているところもありますので、どちらでその参画ということを出していくのかというのは、それも含めて検討させていただければと思います。

○高橋会長 花田委員、どうぞ。

○花田委員 今のかかわってなんですけど、社会参加活動等の促進の担当課が今の警察って言われて少年女性対策課ってあるんですけど、左のページの施策の方向性の一番上の丸について言うと、公民館と連携してというところもあるので、私は社会教育だと思っているので、社会教育課との連携もしていくのがいいんじゃないかなって思っています。その辺も御検討いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○平岡課長 青少年の健全育成の取り組み状況をコメントさせてもらいたいと思うんですが、今、実は教育委員会の社会教育課から社会教育主事の方に青少年家庭課に来ていただいています。それから、警察の少年女性対策課からも青少年家庭課のほうに来ていただいて、県民会議の運営も含めて一体的にやっております、そういう意味ではお互いに連携をとり合いながらやっておりますので、事業としてはいろいろとそれぞれ縦割りで立っているところはあるんですが、県民運動の進め方、推進についてはそういう連携をとりながらやっている部分もありますので、参考にさせていただきたいと思います。

○高橋会長 今の御意見は、事業名、社会参加活動の促進のところについて、担当課が少年女性対策課だけになっているけれども、これにいわゆる社会教育課等は加わるということはないものであろうかという、そういう御意見ですね。事務局のほうとしては、そうした関連性の中で、今、施策は推進をしているところであるという、そういうことでございますので、一応そういう形の中でまた御検討をいただくということとなろうかと思えます。

どうぞ皆さん、これはどうかと思うことを。

はい、どうぞ。持田委員さん、お願いいたします。

○持田委員 経営者協会から参りました持田と申します。

ちょっとお聞きしたい、ひとり親の件ですけれども、73ページのほうで、最近いろんな事情によりひとり親になられる方がふえているなという感じがしております。それで、一番は子どもの精神的なこともありますけれども、親も望まなくてひとり親になられて、望んでひとり親になる方はそういないと思いますけれども、ひとり親にならざるを得なく

てひとり親になったときに子どもに心配をかけまいという親のその不安というところで、施策について、6行目ですか、支援給付金など広く周知すると、これは周知方法もいろいろお考えだと思います。その次の行のハローワークなどと連携し、巡回相談やと書いてありますけど、この巡回相談っていうのは、これは今でもやってらっしゃるかもしれませんが、これは市の方が回られるとか、専門の方が回る、どういうふうなところで巡回相談をなさってますでしょうか、ちょっとわからないので教えていただくとありがたいです。

○俵グループリーダー 青少年家庭課の俵です。ひとり親家庭の支援をしております。

お尋ねの巡回相談でございますが、これはハローワークの方が市町村などを定期的に巡回して、求職者の方、特にひとり親の方なんですけども、相談に応じて雇用につなげるといったような支援をしております。そのことを書いてございます。

○持田委員 ありがとうございます。これは、人数的には問題がないという認識でよろしいでしょうか。

○俵グループリーダー 県下のハローワークのほうから回っていらっしゃいますので、人数的に不足しているということはありません。

○持田委員 ありがとうございます。

○高橋会長 それは、各家庭に行っておられるんですか、それとも企業のほうに行っておられるのでしょうか。

○俵グループリーダー 巡回相談で相談に対応しておりますのは、例えば手当の手続きですか、転入されたときに雇用の相談などを受けられた場合には、市町村のほうに出かけて行き、役場のほうで相談をお受けしております。御家庭のほうには伺っておりません。

○平岡課長 ハローワークというのは、大体来てもらって相談を受けるというのが基本なんですけど、それが外に出て出かけてくれて、市町村でも相談が受けられるようにしてくれているというふうに御理解をいただければと思います。

○高橋会長 いかがでしょうか、そのほか。

それでは、またお気づきのことがございましたらば、後ほどお願いいたしたいと思えます。

続きまして、107ページからの第5章でございます。教育・保育の提供及び人材の確保・育成について、これは別冊資料の一部も相当してまいりますけれども、これについて御意見をいただければというように思っております。

それでは続いて、次のところに参りたいと思えますが、126ページからですけれども、

第6章でございます。計画の推進及び別冊の点について、何か御意見がございましたらお願いいたしたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

それでは、全般を通してですけれども、皆様の御意見、御質問等をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

はい、どうぞ、坂本委員さん、お願いいたします。

○坂本委員 済みません、先ほどの花田委員の質問に追加していただきたいんですけど、12ページのほうに、基本理念のI、子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくりの中に丸が4つありまして、3番目のところに子どもの社会性を育みという、子どもの社会参画を進めるためについていうふうに書いてあります。多分、しまね子どもセンターとしましても県と協働でこういう事業をしているのでこういう項目が上がってきたんだと思うんですけど、社会参加という言葉がなかなか難しいんですけど、もう一つ一步踏み込んで、参画という言葉でぜひ言葉を入れていただけたらいいと思っておりますし、協働の事業をさせていただきましたときに社会教育課といろいろ連携をとってできたということで、可能でしたら担当課のところに入れていただけたらいいかなと思っております。

○高橋会長 いかがですかね。今、社会教育課の方はいらっしゃいますか。もし何かこういった点について御意見ございましたら、状況について御説明いただければと思います。

○山本社会教育主事 ありがとうございます。社会教育というのは学校教育以外の幅広い教育を担当している分野でございます。まさしく地域で子どもをどう育てていくかということに今取り組んでいるところでございます。この場でどういった事業をどんなふうにということは明言できませんが、また検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○高橋会長 課長さん、何かお願いいたします。

○平岡課長 先ほどありました社会参加の関係の事業を今回入れましたけど、基本的にこれは警察のほうで非行少年等の立ち直り支援の中で社会へのかかわりを持っていく、ボランティア活動などにかかわっていった社会性をきちっと身につけてもらうという意味合いですので、少しそういう意味ではほかの、先ほど言いました県民会議の取り組みとか、社会教育の取り組みのところ、具体事例を挙げておりませんので、そこら辺はどういう事業でそこがあらわせるかということをもう一度考えたいと思っております。

○高橋会長 そうですね。やはりこの点についても、今少しずつ盛り上がってきている部分があるかと思っておりますので、できましたら、もう一つこの施策内容について加えて

いく方向で、また御検討いただければというように思っております。

どうぞ、全般を通して御意見ございましたら。

どうぞ、松浦委員さん、お願いいたします。

○松浦委員 しまね縁結びはぴこ会の松浦でございます。

結婚について、資料1-1、92ページからいろいろ書いてございますが、先ほどのひとり親のことが出ているんですが、本当に離婚される方が多くて、最近は再婚したい方が相談にたくさんお見えになります。60の方もいらっしゃいますし、50の方、それから30、時には25歳で3人のお子どもをお持ちで、全部お父さんが違う方、そういう方とか、本当に離婚して来られる方もあるんですけど、ここでは、まだ初婚の方のことが多く書いてあるんですけど、ひとり親の方も本当に困って、これからどうしたらいいかというような相談が本当に日々ふえておまして、そこの辺何か考えていただくといいなと思うんですけど。

○河原室長 おっしゃられたようにシングルマザー、ファーザーも両方ありますので、ひとり親のところ、非常に我々のほうも大きな課題だと思って、はぴこさんとも日々検討しているところです。基本的にはそこも視野に入れてコーディネート、拠点支援センターの話とかいうふうに思っていますので、当然その中ではひとり親への対応をしていきたいと思っています。文言的にどう入れるのか、ちょっとここは検討させていただきたいと思いますが、いずれにせよ我々意識をして今後取り組まないといけない課題であるというところは重々問題意識として持っておりますので、取り組みをしていきたいと思っています。

○平岡課長 それと、あわせましてですけれども、先ほど言われたのがステップファミリーと言われる、今少し問題になっているところだと思います。親が違う子どもさんを持つ家庭の中で養育していかなければならないという状況だろうと思いますが、やはりそういう養育の難しさというのはあろうかと思いますが、その辺については児童相談の充実強化というところで対応しようというふうに考えております。

○高橋会長 それでは、よろしゅうございましょうか。

はい、どうぞ、竹田委員さん、お願いいたします。

○竹田委員 松江NPOネットワークの竹田です。

96ページからになりますが、仕事と生活の調和関連のところについて、さき程からの参加、参画つながりもちょっとあるんですけども、2008年に少子化対策推進室と協働で、父親の子育てというのを一緒にやらせていただいたときに、たくさんの子育て支援

団体の人たちと一緒にやったんですけれども、そのときに父親の育児参加ってという言葉自体が本当に嫌だよねって言葉がとてまたくさんの人たちから出ました。母親は参加するかしないかなんて考えたこともない、当然行っていく中で、育児参加って言われた時点で何か変だなんていう話もありました。それから、先日も室長とつながるネ！ットのほうの協議の場でも、今ごろイクメンとか言っている人は本当のイクメンじゃないなんて言葉も出たりするぐらい、何だかもうちょっと手あかのついた言葉になってきたりもしていますので、この概要の中の文言なんかをもうちょっと本当に現実的なものにしていただければと、うれしいなということと、あと私、先日3月3日に子ども・子育て支援新制度の全国シンポジウムに参加させてもらったんですけれども、その中ではすごく仕事と家庭というか、仕事と生活の調和の部分をクリックアップしているように感じました。そこにはもう企業への働きかけが物すごく強くて、父親を家庭に返せという感じでした。それをもうちょっとインパクトある感じで、それから企業関係の部局とも連携を強めて、強く打ち出していただくと必要があるのではないかと、参加しているレベルじゃないよということ表現していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○河原室長 最初のところ、育児参加、イクメン、確かにちょっと手あかのついた言葉ですが、県内ではまだ周知されていないということもあるので、予算要求も含めて全部イクメンという言い方をしています。今後の課題にさせていただいて、とりあえずまずここから始めさせていただきたいと思います。

それと、クリックアップのところについては、実はこの書きぶりもそうですけど、施策的にも、イクメン、イクボス含めて少し踏み込んで書かせていただいたつもりです。そこはおっしゃるように我々もかなり意識していますし、先ほどありました少子化大綱の中にもかなり強調されていますので、そういったことを踏まえてやっていきたいと思っています。文言を修正するかどうかはお任せをいただいて、今後の強化分であるというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○高橋会長 よろしゅうございましょうか。

それでは、計画全般について、今、委員の方々から貴重な御意見等をいただいております。先ほど事務局のほうからも御返答ございましたけれども、こうした意見を参考にして、もう一度検討すべきところは検討させていただきたいと思います。これを私と、それから事務局のほうに一任していただけますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、計画内容の審議についてはこれをもって終了させていただきます。これから必要な手続をとりまして、計画を確定することになろうかと思っております。

続きまして、幼保連携型認定こども園認可等審議部会の委員の指名ということになっておりますけれども、この点について、資料2の御説明をしていただければというように思います。

○渡邊調整監 お手元に資料2をお配りさせていただいております。

これまでの経緯でございますけれども、ごらんいただきますと、幼保連携型認定こども園の認可等に当たりましては、条例に基づく審議会で審議する必要がございます。島根県では、この推進会議に部会を設置して審議することを昨年11月10日に開催をしました推進会議で御承認をいただいているところでございます。そして、この部会の委員は会長が指名することになっておりますので、これは会長のほうから後ほどしていただければと思っております。

それから、資料2の最後のところに、別紙3というところで幼保連携型認定こども園の認可等審議部会の運営規則をおつけしております。これにつきましては、幼保連携型認定こども園の認可等について必要な事項を審議することを目的として、この部会を設置すること、第2条のところで所掌事項を記載しておりますけれども、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、これを認定こども園法と呼んでおりますけれども、法律に定められている幼保連携型認定こども園の設置、または廃止に伴う認可に関する事項、それから事業の停止、または施設の閉鎖の命令に関する事項、それから認可の取り消しに関する事項を御審議いただくこととなります。

部会につきましては、第3条のところに記載をしておりますが、部会長が招集をいたします。部会長は、部会の議長として議事を整理するということが、それから部会は部会に属する委員及び専門委員の過半数が出席しなければこれを開くことができません。また、出席した委員の過半数で決するということが、可否同数のときは部会長の決するところによりますということです。

それから、第4条として、審議を行う特定の事項と利害関係にある部会の委員には、その事項に関する審議に関与することができないということで、排除をすることにしております。

会議の公開でございますけれども、原則公開、しかし部会長が公開することによって公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき、その他正当な理

由があると認めるときは、部会非公開とすることができるということです。主に個人情報載っている事項について審議をするというようなことについては、非公開の対象となろうかと思っております。

議事録につきましては、議事録を作成いたします。そして、議事録と配付資料は公開としますが、先ほど申しましたように、非公開とすることが妥当と認められる場合につきましては、資料の全部または一部を非公開とすることとしております。そして、議事録の全部または一部を非公開とする場合につきましては、議事要旨を作成し、公開をするということとしたいと考えております。

以上、委員の指名以外のところにつきましての御説明でございます。

○高橋会長　ここの中で、この会でお諮りいたしたいのが、部会運営規則のところでございます。先ほどございましたけれども、運営規則は、最後のところに別紙3というのがございますけれども、これについて本会で審議をいただきたいというように思います。いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、お認めいただいたものとさせていただきたいと思えます。

続いて、委員の指名についてでございますけれども、資料2の1ページ目を見ていただきたいと思えます。私のほうから委員の指名をさせていただくということでございます。まず、部会長を山下委員さんをお願いさせていただきたい。また、部会長以外の委員としては、若月委員、池田委員、笠井委員、細田委員、坂本委員、高麗委員の6名でございます。計7名の部会委員を指名させていただきたいと思っております。いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、この委員の方々、幼保連携型認定こども園認可等審議部会の運営について、よろしく願いいたしたいと思えます。先ほどもお話ししましたように、今回の終了後に早速部会を開いていただく必要性がございます。大変でございますが、よろしく願い申し上げます。

それでは次に、その他の項目になりますけれども、制度の周知について、事務局のほうから御説明いただきたいと思えます。

○渡邊調整監　資料3をごらんいただければと思えます。子ども・子育て支援新制度の周知ということでございまして、この制度を広く一般の県民の皆様に周知をするということで、テレビ、新聞等を活用した広報を実施をいたしております。

その内容でございますけれども、一番目に書いております、これは既に11月29日に

実施をしておりますけれども、山陰中央新報社の「ほっぷ」という記事がございます。これに一面全面を使いまして子ども・子育て支援新制度が始まりますということで広告をしております。配布先は山陰中央新報の配布先ということで18万1,000部、プラス松江市内の幼稚園、保育園等に配布し、それから出雲市内の保育園に配布をしております。それから、ごらんになった方もいらっしゃるのではないかと思いますけれども、民法3社で15秒間のテレビスポットを3月10日からやっております。24回ということで3社、計72回実施いたします。今朝もやっていたということを聞いておりますけれども、多分7時台でやっているのではないかと思います。それから、月末でございますけれども、山陰中央新報社で「考える県政」という記事下5段で、新たな制度というのは社会全体で子育てを支えていきますということ、それから支援の量的な拡充と質の向上を図りますということで、これは国が発行しておりますパンフレットから記事を頂戴しまして、若干修正をした形で掲載をするということにしております。それから、冒頭でも申しましたが、しまね子育て・子育て支援ガイドブックということで、黄色い冊子をお配りしております。この中に子ども・子育て支援新制度ということで、ほかの子ども・子育ての団体等事業の紹介にあわせて、記事を入れさせていただいております。これも国が発行しておりますパンフレット等から引用いたしまして、県版用に修正をして策定をしておるところでございます。既に県内の全幼稚園、保育所、認可外の幼稚園、へき地保育所、児童館等に配布をしております。それから市町村、あるいはファミリーサポートセンターへも配布をしているところがございます。

今後につきまして、4月からいよいよ新しい制度が始まってまいります。施設事業者の方と協力しながら実施をしていく必要がございますけれども、折に触れまして、市町村とも連携をしながら、制度の周知に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○高橋会長 何かこの点につきまして、御意見ございませんか。よろしゅうございませうか。

ありがとうございます。

それでは、以上で予定しておりました議事は全て終了いたしました。この会は、平成25年10月から設置して本日に至っております。推進会議は9回開きました。そして、少子化部会が7回、ひとり親部会は5回開催をさせていただいたところがございます。その中で、計画に織り込むべき内容を細かく審議いただいております。大変ありがとうございました。

初めにありましたように、子どもの最善の利益が実現される社会、また子育てするなら島根と感じられる社会、そうした社会の実現に県民一体となって取り組んでいく、このことを祈念させていただきたいというように思います。どうもありがとうございました。

○渡邊調整監 高橋会長様、どうもありがとうございました。

先ほど高橋会長からございましたように、今後は計画の策定に向けました内部の手続が必要になりますので、その作業に入らせていただきたいと思います。先ほど委員の皆様から頂戴しました意見等につきましても、会長と一緒に検討させていただきまして、計画に反映できればと思っておりますのでございます。策定いたしました計画書につきましては、委員の皆様へ配付させていただきますとともに、県のホームページに掲載することといたしております。

それから、事務連絡で恐縮でございますけど、もう1点、これは毎回会議の席上で確認をするようにということでございまして、前回の会議におきましても確認させていただいておりますけども、委員報酬の支払いの口座に変更があるという方がいらっしゃいましたら、会議終了後、事務局のほうまでお知らせいただければ喜びます。

それでは最後に、健康福祉部長の原からお礼を申し上げます。

○原部長 本日の会議に遅参しまして申しわけございませんでした。この会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

先ほど会長からも御紹介ございましたけど、委員の皆様には、平成25年の10月以来大変多くの会議に御出席していただきました。会議では非常に活発に御議論をいただきましたし、また非常に貴重な御意見もいただきました。ありがとうございます。時には、早朝からの開催になりましたり、あるいは予定していた時間をオーバーしたりするというような審議の状況でもございました。大変な御負担をかけたことと思います。おわびを申し上げたいと思います。

また、高橋会長には推進会議の会長と少子化対策推進部会の部会長として、また石倉委員にはひとり親家庭等自立支援部会の部会長といたしまして、円滑な議事の運営に御尽力をいただきました。ありがとうございます。おかげをもちまして、質、量ともに充実した内容の計画を年度内に策定するということができるところまでこぎつけることができました。心から感謝を申し上げます。

先ほど話がありましたように、推進会議の今後の役割というのは、この策定した計画を進行管理していくということでございます。その時期は毎年度の年度末の時点ということ

を考えておりますので、推進会議の皆様には任期の関係ということもありますので、今回の会議で事実上の役割を終了させていただくということになります。

また、この計画のために部会に御出席いただきました専門委員の皆様には、計画策定の審議が終了いたしましたので役割が終了することになります。これまでの各委員の皆様の御労苦に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

御審議をいただきました計画の実施に当たりましては、子どもの最善の利益が実現されるとともに、県民誰もが子育てするなら島根と感じられる社会の実現に向けて、行政のみならず県民の皆様と一体となった推進が不可欠となります。今後とも皆様の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、皆様のますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○渡邊調整監 以上をもちまして、第9回島根県子ども・子育て支援推進会議、第7回島根県子ども・子育て支援推進会議少子化対策部会の合同会議を終了いたします。どうもありがとうございました。